

五・五％、独居世帯は三七％、単身者の行く末、悩む現場、つながり希薄、孤独死続くと、いろんな衝撃的な見出しで特集が組まれておりまして、これ具体的にやっぱり把握し切れていなかったり対応し切れていないからこそ、こうした孤独死が六百六十人という数字で出ているのではないのでしょうか。

やはり、この妥当性とか今後の方向性などを、自治体のもちろん現場を支援していくということは重要なことです。それをやっていただきたいんですけれども、その支援が本当に妥当であるのか、もつと必要なのではないかということをやはり管理監督する復興庁として把握しておくためには、何度も申し上げますけど、基本的な数字、この定量的に、しっかりと定期的に、自治体にできるだけ負担を掛けないように、自治体が把握している数字報告してもらうということ、別にそんな難しいことではないと思うんですよ。

これが確実に必要だと思うんですが、改めて、復興大臣、この把握ということをされるおつもりはございませんか。

○国務大臣（伊藤忠彦君） 先生にお答えしなきゃいけないのであえて申し上げますが、私、先ほど何とお答えを申し上げたかという、それは事業主体である各自治体の協力を得ながら把握しているがと申しました。把握はしております。しか

し、それは個人情報のことであってこの場でお答えすることは難しいかと存じますが、しかし、それは大変大事なことでございますので、そうしたことによって、やはり被災者の皆様方の心のケア、そうしたことについてしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

確かにこの記事はショッキングな記事であります。こうしたことが間々起こらないようにするということは本当に極めて重要です。これ、全国的にも起こっている状況でもありましようから、そういう意味では、ただ被災地だけのことではないかもしれないんですが、しかし被災地は被災地として重い荷物をしよっております。その荷物を少しでも軽くしてさしあげてことを我々はこうしたことやらせていただきたいと、そう思っております。○石垣のりこ君 現状把握ということに関して数字が言えないということ自体、私は理解がし難いんですね。

事前に、この質疑をする前にレクをいただいて、具体的な数字持っていないと。ただ、いろいろ調べてみたら、令和二年から四年に関して、被災三県を対象に非公開の調査をしたことがあるというお答えをいただきました。具体的に持っている数字はこれだと。先ほど災害公営住宅は一般の公営住宅よりも高齢化率が高いということをお話しいただきましたけれども、それに関してもこの調査

から分かったことだと。

具体的な数字は非公表で調査をしているので申し上げられないということは言われたんですけれども、定期的に把握して現状を把握し、それを皆さんにお伝えし、問題を共有する、これは本当に、EBPMじゃないですけれども、施策考えていく上でも現状把握、絶対的に重要だし、それを共有できないということ、私は全く理解できませんので、しっかりと再考していただきたいということ、ちょっと時間ですので、申し上げます、今後の質疑につなげていきたいと思います。

ありがとうございます。

○古賀千景君 立憲民主・社民・無所属の古賀千景です。今日はよろしく願います。

東日本大震災から十四年がたちました。しかし、被災者の皆様の心の状況は決して軽くなっているわけではありません。今までなかったのに最近になってフラッシュバックで苦しんでいる、そんな方もたくさんいらっしゃいます。

大津波を目の前にして避難した人たちと、地震だけを体験した人たちでは、埋められない溝もあります。今でも当時のことを話したくない、話すべきではない、語り継がなければならない、あるいは思い出したくない、そんな人など様々です。被災者の心のケア、生活相談支援など、まさに心のケア、心の支援が今後必要だと感じています。

予算では、被災者支援は二百十八億から百九十九億に減額されていますが、そのことに対する御認識を伺います。

○国務大臣（伊藤忠彦君） 震災からの復興においては、被災された方々に対して、避難生活の長期化、あるいは災害公営住宅への移転など、復興のステージに応じ、切れ目のないきめの細かい対応を取り組んできております。

復興庁では、被災者支援総合交付金により、被災自治体において、災害公営住宅等でお暮らしをいただいている高齢者の皆様方に対する日常的な見守りや相談、そして自治会の設立の支援、交流会の開催等のコミュニティー形成支援などを実施させていただくほか、心の復興事業として、農業や伝統芸能、物づくり等に通じた交流によって、被災者が人と人のつながりをつくり、生きがいを持つて暮らしていけるような、そんな機会を提供する取組支援もさせていただいております。

令和七年度予算におきましても、被災者支援総合交付金につきましては、被災自治体からお伺いをした今後の事業実施見込み等を踏まえて必要な予算額を計上させていただきました。被災自治体と連携をして、被災者の方々へのきめの細かい支援を引き続き取り組んでまいります。

○古賀千景君 減額されているのは、私としてはとても残念に思っております。

子供たちも一緒です。小中学生は震災を知らない世代になりました。しかし、物理的にも心理的にも今でも大変な思いをしていらっしゃる方がたくさんいる。その方たちが保護者になられます。その影響が震災を知らない子供たちにも影響しています。

資料二を御覧ください。岩手県教育委員会の調査、心とからだの健康観察のアンケートでは、子供の数は少子化とか被災地から別のところに行かれたりとかして減っておりますが、割合は増えています。また、沿岸部の子と内陸部との要サポートの割合を見ると、被災した子の数値がはつきりと高く出ています。

しかし、資料の一を御覧ください。見ていただくと分かりますが、教員の復興加配配置人数はかなり毎年毎年減っています。

被災地をこれから支えていくであろう子供たちを学校現場は支える必要があります。復興加配配置校や配置人数を減員されている現状認識を、そして今後の方針についてはどのようにお考えかをまず伺います。

○大臣政務官（金城泰邦君） お答えをいたします。

震災を経験した児童生徒が順次小中学校を卒業していることなどにより、今、古賀先生より御指摘のありました加配定数というものは減少してお

りますが、きめ細かな学習支援や心のケア等のための指導体制の整備につきましては、被災各県等の要望を踏まえながら継続的に取り組むことが重要であると考えております。

文部科学省といたしましては、発災直後から被災各県等と連携を密に取り合いながら児童生徒の状況等の把握に努めつつ、この発災した被災各県等からの申請どおりの措置を続けてきております。令和七年度の予算案におきましても、被災各県等の申請どおりに四百五十二人を措置するために必要な経費を計上しているところでございまして、引き続き被災地からの要望を丁寧に向いながら必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

この復興加配にとっても助かっているという声を学校現場からはたくさんいただいております。やっぱり子供たちって、心のケアが必要な子たちって、外に飛び出していったりとか勉強に集中できなかったりとか、多くのことがあります。目の見えないところでもあります。ですので、この前、大船渡の山火事もありました。是非増員も御検討いただきたいと思っております。

今の御答弁では、申請すればそのまま全員付けてくださるという御答弁だったと思いますが、そう理解してよろしいですか。

○大臣政務官（金城泰邦君） 御指摘に関しまし

て、文部科学省といたしましては、このきめ細やかな学習支援や心のケア等のための指導体制の整備につきましては、被災各県等の要望をしっかりと踏まえながら継続的に取り組むことが重要であると考えておりますので、引き続き必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

○古賀千景君 申請どおりに全員配置いただけるように是非よろしく願います。

令和七年度復興庁予算では、原子力災害からの復興再生に三千三百五十五億、その中に除去土壌等適正管理・原状回復等に百五十九億が計上されています。

昨年十二月二十三日の本委員会、横沢高德委員が除去土壌について聞かれました。そのとき、今年度末までに除去土壌の処分及び再生利用の基準やガイドライン等を取りまとめると御答弁いただいております。もう三月下旬となりました。現時点での除去土壌の埋立処分及び利用の基準やガイドライン策定の進捗状況を教えてください。

○政府参考人（白石隆夫君） お答え申し上げます。

御指摘の除去土壌に係る埋立処分及び復興再生利用の省令及びガイドラインにつきましては、これまで国内外の有識者からの御意見や実証事業の成果等を踏まえつつ検討を進めてきておりまして、先月二月二十七日には、放射線審議会より、省令

案の内容について妥当である旨の答申もいただいております。

除去土壌の埋立処分及び復興再生利用の省令やガイドラインにつきましては、残り少ない日々ではございますが、今年度内に策定をするという方針で現在作業中だということでございます。

○古賀千景君 じゃ、一週間ほどできるといふうに理解させていただきたいと思いますが、この前お話しさせていただいたように、その積み重ねるところは、特別支援学校とか障害のある子供たちが通っている学校とかに積まれたままになっております。そして、もう十四年たちますので、教員も入れ替わってしまつて、なぜ、あそこにな

がある、あそこ何なのという人たちがたくさん教員になっていたりして、現場ではとても大変なんです。あそこに入るな。どこまで近寄っていいのかが分からない。そのような状況になっています。実際に学校からいつ除去土壌をなくしてくれる、もうあと一週間の、大体めどが立っていると思いますので、いつ頃の予定になるかを教えてください。

○政府参考人（白石隆夫君） 御指摘の除去土壌、個別のそのケースにおきましては、地域におきまして様々な事情があるというふうに考えてございます。

省令及びガイドラインにつきましては今年度末

ということでございますけれども、まず、福島県外の除去土壌の処分につきましては、法令上、国が定める省令に基づきまして、除染実施者である市町村等が行うということになってございます。

その処分の時期、方法につきましては、省令、ガイドラインを踏まえまして各市町村において御検討いただくということになってございますが、環境省といたしましては、その除去土壌の処分が円滑に進みますよう、市町村や県とよく相談しながら引き続き必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○古賀千景君 以前も言いました、国が決められないと、自治体動けないんです。ですので、是非、国が早急に決めていただいて、除去土壌撤去していただきたい、そのことを申し上げます。

除去土壌は学校だけではなく、三月十三日の岩手日報が報じております。放射性物質に汚染された堆肥、稲わらなども一万トン以上が残り、一部はほったらかし状態です。花泉町では、施錠されたテント三十二か所に三百五十四トンの稲わらが十四年間置きっ放し。そして、環境省環境再生・資源循環局は、処理の時期や方法について確たることはまだ示せないとしていると報じられています。

十四年間、農業者の方に負担を強いていると私は感じています。現時点でも、処分の時期、方法

については確たることは示せないのでしょうか。時期、方法について決定されるのはいつ頃になるのか、教えてください。

○政府参考人（白石隆夫君） お答え申し上げます。

御指摘の農林業系廃棄物でございますけれども、こちらにつきましても、除去土壌と違しまして廃棄物でございますが、法律上の処理責任というのは市町村にあるところでございますが、放射性物質に汚染されておりますので処理先の確保が困難なこともございまして、その処理に時間を要しているということでございます。誠に遺憾だというふうに考えてございます。

特に、稲わらの多くにつきまして、岩手県の場合、農家の敷地において保管いただいているというケースがありまして、環境省としても大変心苦しく思っているところでございます。

当省といたしましても、これらの廃棄物ができるだけ早く処理できるよう、引き続き県や市町等と協力して検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○古賀千景君 協力はとても大切なことだと思いますが、自治体任せとならないようにお願いしたいと思います。テントは、十四年でもう穴が空いてきて一回替えてくれたそうです、市が。でも、それ以後のことは何もない。そのような状況十四

年はとても長い期間だと思います。早急に、予算も減ってきてどうにかなると思っていられしやるのかもしれないが、そこは即座に国として対応していただきたいと思います。

被災後は、町や防波堤などの復旧に伴い、たくさんさんの工事関係者が被災地に入っていられしやいました。このことで一時期は景気が良くなった業者、業種もありました。その経済効果で、働く場所が正規とかパートでもアルバイトでも増えたことで潤いました。しかし、復旧工事が終わり、その波が去ると、働く場所はぐっと減ってしまいました。土建業を個人で行う人も増えましたが、仕事を見付けるのが大変で、今も県外などに二時間三時間掛けて通勤されている、仕事を見付けに行っている、そんな方もたくさんいらっしゃいます。また、水産業は漁獲高が落ち込み、それに関連する職場は廃業しているところもたくさんあります。震災後の補助金や援助など、利子が低い部分がありましたので、もう十年を過ぎ、返済に困る例も多く聞きます。働く場が確保できず、生活が困窮する人たちがまだまだたくさんいらっしゃるのです。先ほどの石垣議員のお話でもそうだったと思います。今、東日本大震災の支援における仮設住宅の無償提供や医療費の免除などは段階的に終了しています。国の補助が期限を迎え始め、地方が財政的にやっていけなくなっているためでし

う。

東日本大震災の復興へ向けては、まだまだやらねばならないことが多くあります。新しく見えてきた課題もあります。今後も予算をしつかりと措置して、復興に向けて政府は取り組むべきだと考えますが、今後の方針について、大臣、伺います。お願いします。

○国務大臣（伊藤忠彦君） 地震・津波被災地域につきましては、ハード整備等の分野はかなり復興が進んだ一方で、心のケア等の中長期的な対応が必要な課題もあります。こうした課題については、政府全体で、政府全体の施策で対応することなどにより、引き続き必要な支援が行えるよう関係省庁や自治体全体としっかり連携をして丁寧に取り組を進めてまいりたいと考えております。

原子力被災地域についても、復興の歩みは着実に進んでまいりました一方で、避難指示解除の時期等の違いから復興の状況はそれぞれ異なり、帰還、移住の促進、そして産業、なりわいの再生など、様々な課題に直面していることがございます。復興のステージが進むにつれて生じる多様なニーズに改めてきめ細かく対応を行っていくことが必要だと考えております。

地域によって状況が様々であることから、引き続き、現場主義を徹底し、被災地の方々に寄り添いながら、必要な予算の確保も含めてしつかりと

取り組み、福島復興、そして東北の復興を着実に進めてまいりたいと考えております。

○古賀千景君 被災地の皆さんの心に寄り添って、そして予算を措置していく、信じます。どうぞよろしく願います。

一つ私がいつも気になっていることを伺います。ちよつと質問を飛ばさせていただきます。

学校現場は、よく避難所となります。実は、職員室には莫大な個人情報があります。子供たちの家庭調査票とか出席簿とか進路先とか様々なものがあつて、指導要録なんかは金庫に保管しています。出席簿とかは担任が常につけていくので近くにはある程度置いていて、どこに誰が持っているかは把握しておりますが。

実際に、その職員室とかに、避難所となつたときに入つてお越しになる方がいらつしやると、それ仕方ないと思います、水道もあるし。場所は、だから、入っちゃいけないと言われるかもしれませんが、言いました、学校の職員も。しかし、そんなだんじやなかうがつて、命が懸かつとるよつて言われて、職員室に入つてこられる。ここは御遠慮くださいと言つても、聞いていただける状態ではないということでした。

学校が避難所となつた場合の生徒の個人情報の管理はどのようにお考えになつているか、また災害時の個人情報管理の指針、マニュアルなどは作

成されているのか、そのことについてお伺いします。

○政府参考人（江崎典宏君） お答えいたします。

学校におきまして、児童生徒の個人情報を適切に管理することは重要でございます。個人情報保護法等に基づきまして、個人情報を取り扱う区域の管理といった必要な措置を講じる必要がございます。これは、災害が発生し、学校が避難所となつた場合においても同様でありまして、適切な管理を行う必要がございます。

このため、学校が避難所に指定されている場合には、教育委員会や防災担当部局、地域住民等の関係者、団体と協議し、特に個人情報の保管されている職員室や校長室は一般開放しないといった方針を定めることが必要でありますことを文部科学省が作成いたしました手引等の資料に示しております。

その上で、これらの実効性を高めるために、避難所となる地域住民等の関係者、団体と事前に認識を共有し、理解を得ておくことが重要であると考えておりまして、文部科学省といたしましては、引き続きこれらの手引等に基づいた必要な対応の周知徹底を図つてまいりたいと存じます。

○政府参考人（河合宏一君） 内閣府におきまして、自治体向けに取組指針を策定しておりますので、そちらの中で、施設の管理者と調整して施設

の利用計画をあらかじめ作成するということ、また避難生活に関するガイドラインというのものも作つておりまして、立入禁止場所の表示を実施するということを求めています。

学校を避難所とする場合については、学校が教育の場であつて、それは応急的な避難所の機能ということ認識していただいた上で、教育委員会等の関係部局や地域住民等と調整を図るといふことも指針に書いておりますし、また、防犯の観点から、警察と連携して、被災者全体に対して犯罪、暴力を見逃さない旨を周知徹底するであるとか、必要に応じて警備員等の雇用も検討するといったことも指針において求めています。

以上です。

○古賀千景君 ありがとうございます。

あつても、非常時、非常事態なので、うまくそこに、それでも守ってくれるような、そんな周知徹底をしていただきたいと思いますし、あとも一つ、そのために教員がもつと業務が増えるような、全部ここに置いておけとか、何かそういうのはやめていただきたいので、そこを十分考えていただきたいということを思います。

終わります。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

二月の十七、十八、委員会の視察行かせていただきました。また、公明党といたしましても、三